

平成14年6月14日
総務省

西日本電信電話株式会社の第一種指定電気通信設備に関する接続約款の変更の認可

- Bフレックスサービスの提供に用いられる設備との接続に関する接続料の追加 -

総務省は、本日、情報通信審議会(会長 秋山 喜久)から、西日本電信電話株式会社が電気通信事業法(昭和59年法律第86号)第38条の2第2項に基づき変更の認可申請をした接続約款の変更案に係る平成14年5月23日付け諮問(別紙1)に対する答申(別紙2)を受けました。

この答申は、平成14年5月23日から6月5日まで同審議会が実施した意見聴取の結果を踏まえて行われたものです。

なお、本件に係る認可は、本日举行予定です。

連絡先：総合通信基盤局料金サービス課
(担当：飯倉課長補佐、寺村係長)
電話：(代表)03-5253-5111
(内線5844)
(直通)03-5253-5844
FAX：03-5253-5848

関係報道資料

西日本電信電話株式会社の第一種指定電気通信設備に関する接続約款の変更案に対する意見募集 - Bフレックスサービスの提供に用いられる設備との接続に関する接続料の追加 - (平成14年5月23日発表)

別紙1

I 申請概要

- 1 申請者
西日本電信電話株式会社(NTT西日本)
代表取締役社長 浅田 和男

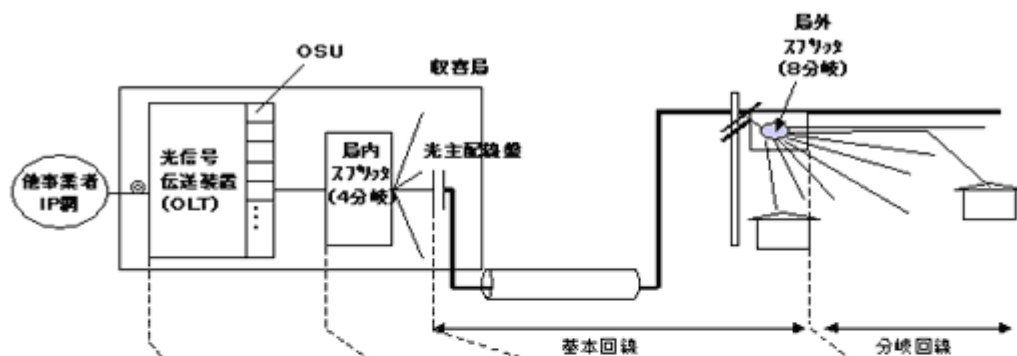
- 2 申請年月日
平成14年5月14日(火)
- 3 実施期日
認可後速やかに
- 4 申請の概要
平成14年9月よりNTT西日本において提供される予定の「Bフレッツ」サービス・ファミリー100タイプの提供に用いられる設備との接続に関する接続料を規定するため、電気通信事業法第38条の2第2項の規定に基づき、接続約款の変更を行う。

II 接続約款変更の主な内容

Bフレッツサービスの提供に用いられる設備との接続に関する接続料について、これまで提供していた10Mbps(ファミリータイプ)のものに100Mbpsのもの(ファミリー100)を追加し、接続約款に記載する(Bフレッツサービス・ファミリータイプについては今年中に整理品目化する予定)。

なお、設備構成については、従来のファミリータイプにおいては局内スプリッタにおいて8分岐、局外スプリッタにおいて4分岐としていたものを、局内スプリッタを4分岐、局外スプリッタを8分岐に変更する。

【Bフレッツ・ファミリー100(100Mbps)の設備構成図】



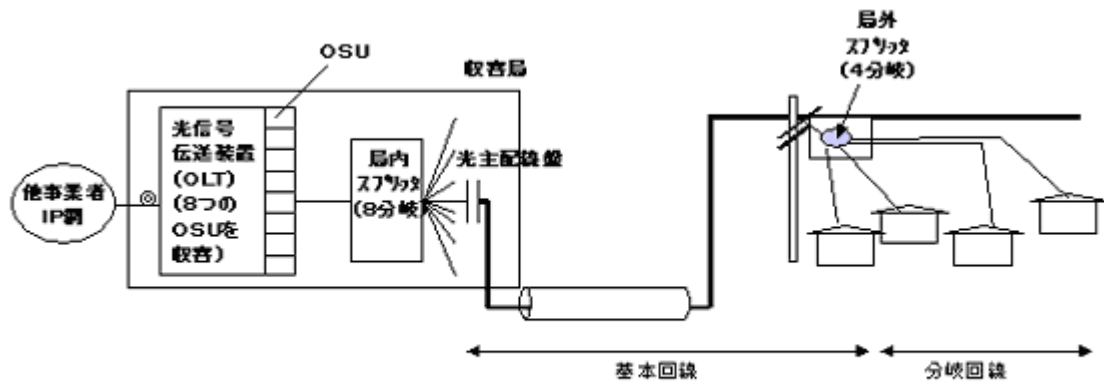
【接続料】

区間	①新OLT (局内伝送路含む)	②局内スプリッタ (局内伝送路含む)	③加入者光ファイバ (局外スプリッタ含む)	④分岐回線
収容利用者数	32	32	8	1
OSU 1ヵ所単位で接続	7,031円/OSU	2,141円/スプリッタ	4,987円/芯	763円/芯

初期基本額(全ての設備を利用する場合) : ①+②+③+④= **14,922円**

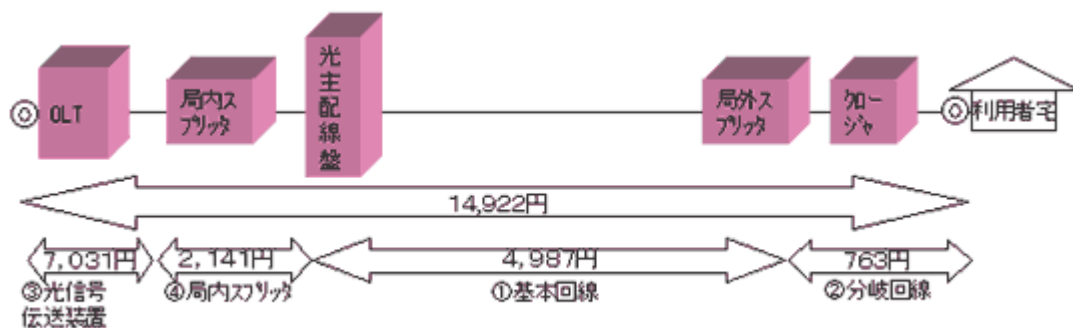
(参考) 最大収容(321-サ)の場合 : ①+②+③×4+④×32=53,536円

【参考・現在のファミリータイプ(10Mbps)の設備構成図】



接続料算定の概要

【接続料の内訳】



【単位：円/月】

	光ファイバ	負担金見合い	光主配線盤	局外スプリッタ	クロージャ	光信号伝送装置 (1パッケージ)	局内スプリッタ	合計
①基本回線	3,884	404	76	623	-	-	-	4,987
②分岐回線	643	67	-	-	53	-	-	763
③光信号伝送装置	-	-	-	-	-	7,031	-	7,031
④局内スプリッタ	-	-	-	-	-	-	2,141	2,141
							総計	14,922

この合計値に顧客管理・料金請求費用143円を加えたものが光信号端末回線伝送機能の接続料(5,217円/芯・月)。

光主配線盤(76円)及びクロージャ(53円)については認可済み。

* 光ファイバ芯線数の需要予測

年度	H13.	H14.	H15.	H16.	H17.	H18.	H19.	合計
光ファイバ芯線数(千芯)	518	783	1,193	1,921	3,238	4,592	5,494	17,739

(A)

芯線数は前年度末と当年度末の数値を足して2で割った数値。

1) 分岐回線と光ファイバの分計

ア) 光ファイバ

前回のBフレッツ・ファミリータイプと同様、現在認可している光信号端末回線伝送機能を分岐回線と基本回線に案分して算定。

ただし、前回分岐回線の算定の際には、平均距離として電柱2区間分(35m×2=70m)を見込んでいたものを、今回は分岐回線が4分岐から8分岐となってカバーエリアが広がることに鑑み、3区間分(105m)として算定。

< 分岐回線 >

	H13	H14	H15	H16	H17	H18	H19	合計 (7年間)
①指定設備管理運営費(百万円)	4,753	7,109	10,549	17,380	26,559	32,739	34,785	133,874
②他人資本費用+自己資本費用+利益対応税(百万円)	625	956	1,431	2,358	3,616	4,429	4,647	18,062
③施設設置負担金相当(加算料相当)コスト(百万円)	29	106	314	932	2,587	4,765	6,313	15,046
④加算料相当コスト控除後原価(①+②-③)(百万円)	5,349	7,959	11,866	18,806	27,588	32,403	33,119	136,890 (E)

7年間

(E)÷(前頁(A))÷12か月= 643円/分岐回線・月

< 基本回線 >

	H13	H14	H15	H16	H17	H18	H19	合計 (7年間)
①指定設備管理運営費(百万円)	96,513	101,933	107,213	117,390	120,100	115,745	110,872	769,766
②他人資本費用+自己資本費用+利益対応税(百万円)	14,798	15,529	16,361	17,954	18,480	17,918	17,243	118,283
③施設設置負担金相当(加算料相当)コスト(百万円)	598	1,550	3,241	6,393	11,892	17,137	20,511	61,312
④加算料相当コスト控除後原価(①+②-③)(百万円)	110,713	115,912	120,333	128,951	126,698	116,526	107,604	826,737 (B)

7年間

$$(B) \div (4 \text{頁}(A)) \div 12 \text{か月} = \underline{3,884 \text{円/基本回線} \cdot \text{月}}$$

イ) 負担金見合い

負担金見合いについては、現在認可している471円について、上記分岐回線と基本回線のコスト比で案分。

$$\begin{aligned} \text{分岐回線} &: 67 \text{円/芯} \cdot \text{月} \\ \text{基本回線} &: 404 \text{円/芯} \cdot \text{月} \end{aligned}$$

ウ) 局外スプリッタ

5年間の将来原価を用いて設備管理運営費を算定。

区分	H14	H15	H16	H17	H18	合計
①指定設備管理運営費(百万円)	192	694	1,386	2,271	3,070	7,613
②他人資本費用+自己資本費用+利益対応税(百万円)	16	55	110	181	243	605
③コスト等(百万円) (①+②)	208	749	1,496	2,452	3,313	8,218 (C)
④稼働スプリッタ数	25,532	94,531	194,400	328,807	455,343	1,098,613 (D)

$$(C) \div (D) \div 12 \text{か月} = \underline{823 \text{円/局外スプリッタ} \cdot \text{月}}$$

2) 光信号伝送装置

5年間の将来原価を用いて設備管理運営費を算定。

区分	H14	H15	H16	H17	H18	合計
①指定設備管理運営費 (百万円)	513	1,816	3,582	5,820	7,843	19,574
②他人資本費用+自己資本費用+利益対応税 (百万円)	41	144	284	461	623	1,553
③局舎土地等(百万円)	25	79	157	266	357	884
④コスト等(百万円) (①+②+③)	579	2,039	4,023	6,547	8,823	22,011 (F)
⑤移動OSU数	6,472	23,794	48,900	82,685	114,334	276,185 (G)



$$(F) \div (G) \div 12 \text{か月} + \text{局内伝送路}(390\text{円}) = \underline{2,031\text{円/月}}$$

3) 局内スプリッタ

5年間の将来原価を用いて設備管理運営費を算定。

区分	H14	H15	H16	H17	H18	合計
①指定設備管理運営費 (百万円)	79	194	324	483	612	1,692
②他人資本費用+自己資本費用+利益対応税 (百万円)	6	16	26	38	48	134
③局舎土地等(百万円)	9	17	21	25	26	98
④コスト等(百万円) (①+②+③)	94	227	371	546	686	1,924 (H)
⑤移動スプリッタ数	6,472	23,794	48,900	82,685	114,334	276,185 (I)



$$(H) \div (I) \div 12 \text{か月} + \text{局内伝送路}(390\text{円}) \times 4 \text{回線} = \underline{2,141\text{円/局内スプリッタ} \cdot \text{月}}$$

別紙2

(答申)

平成14年5月23日付け諮問第1070号をもって諮問された事案について、審議の結果、下記のとおり答申する。

記

1. 本件、西日本電信電話株式会社の第一種指定電気通信設備に関する接続約款の変更については、諮問のとおり認可することが適当と考えられる。
2. なお、本件に関して意見は提出されなかった。